

# 舞鶴ママズアンサンブル 規約

## 【入団資格】

1. “子ども連れで参加できる”“平日の昼間に練習をする”ことを了承していただける方。
2. 参加申込書の提出をもって入団となる。

## 【参加費】

1. 1か月500円とする。練習に参加した月のみ支払うものとする。
2. 未成年団員に関しては参加費を免除する。
3. 参加費は、以下のものに充てるものとする。
  - ① 会場使用料
  - ② 演奏会負担金
  - ③ その他必要経費
4. 参加費の管理は会計が担当する。

## 【練習】

1. 週1回平日の午前中、月2回休日の午前中とする。
2. 演奏会前など練習が必要と思われる場合には臨時練習を行う。

## 【練習会場】

1. 舞鶴市城南会館を主練習会場とする。
2. 練習会場では、窓を開けずカーテンを閉め、ドアの開閉は速やかに行い、防音に努める。
3. 練習会場借用終了時間の10分前には練習を終了し、借用終了時間には会場を退出する。
4. ゴミは必ず持ちかえること。

## 【連絡】

1. メンバーへの連絡は、代表及びグループリーダーが行う。

連絡方法は、以下の方法で行う。

- ① LINE 及び Facebook メンバー専用グループ
- ② 電子メール maizuru.mamas.ensemble@gmail.com
- ③ 公式ブログ <http://ameblo.jp/maizuru-mamas-ensemble/>

2. 以下の場合には必ず代表へ連絡をしなければならない。

- ① 練習参加の有無
- ② 依頼演奏参加の有無
- ③ メンバー及び家族が学校感染症(※1)にかかった場合  
(※1)旧学校伝染病のこと。主なものとして、“インフルエンザ”“おたふくかぜ”“水ぼうそう”のことをいう。
- ④ 住所等に変更があった場合

## 【演奏依頼】

1. 演奏会は自主演奏会を除き、依頼があった場合のみとする。
2. 演奏会をこちらから売り込まない。
3. 演奏依頼は演奏最低人数がそろわない場合はお断りする。
4. 演奏を依頼された時は、“日時”“場所”“連絡先”を聞き、「メンバーに確認し、人数がそろわなければお断りする場合もある」ことを先方に伝え、速やかに代表に連絡する。
5. 安易に「出来ると思います」「出来ます」と返答しない。

## 【見学者】

1. 相手の意思を尊重し、無理な勧誘はしない。
2. 見学希望の方がおられる場合、楽器名、見学希望日時を速やかに代表に連絡する。

## 【運営に関する係】

1. 各係の任期は1年間とする。
2. 欠員が出た場合は、速やかに補充を行う。
3. 年に数回、係の状況をメンバーに報告する。

## 【退団】

1. 退団する場合は、速やかに申し出ること。

## 【除籍】

1. 以下の場合には除籍する。
  - ① 規約を著しく違反した場合。

## 【その他】

1. 楽器の管理は個々の責任で行うこと。
2. この規約は、活動内容に応じて必要の都度改定するものとする。

この規約は平成22年4月1日より施行する。

平成 28 年 4 月 4 日、一部改正